

先月の2日に、下京区門前町ルネッサンスが多くの方々のご協力により開催され、東西両本願寺の門前町はスタンブラリーマップを手にまちを散策する人々が行きかうなど、大変にぎわいました。
この行事のなかで特別に公開された西本願寺の国宝「飛雲閣」は、およそ40年前に聚



めぐるくんの店をご利用ください!

10月は3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進月間です。市では、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいるお店を「めぐるくんの店」として認定しています。認定店を活用するなど、皆さんもリサイクルなどの推進にご協力ください。
☎ 市循環企画課 ☎213 4930

区内の認定店

- 大丸京都店 四条通高倉西入
- 高島屋京都店 四条通河原町西入
- 電化チェリー東店 正面通若宮西入
- 阪急百貨店四条河原町阪急 四条通河原町東入
- 藤井大丸 寺町通四条下
- ABC LIFER 朱北ノ口町
- エビスク七条 新町通七条下
- マツモト五条店 中堂寺坊城町
- アニュー七条 西七条西久保町
- ジェイアール京都伊勢丹 烏丸通塩小路下
- 彼方此方堂(おちこちや) 仏光寺通柳馬場東入



国宝 西本願寺「飛雲閣」

案第から移築されたと伝わっていますが、次の誰が建てたといわれているでしょう。
①豊臣秀吉
②織田信長
③徳川家康
はがきに、クイズの答え、郵便番号・住所・氏名・年齢

8月15日号の解答
下京区の広域避難場所となっている公園は、③梅小路公園でした。

南部土木事務所 だより

☎ 691-3158
南・東九条下殿田町70-2

「落ち葉清掃用 ボランテア袋」について

今回は、落ち葉のシーズンを迎えるに当たり、道路上の落ち葉清掃に必要な「落ち葉袋」について説明します。区民の皆様には、明るい循環

環境都市・京都の美観に向け、昨年10月から実施しました家庭ごみの有料化にご協力いただき、また、かご掃きなどのボランテア清掃などにご参加くださりありがとうございます。



道路のかご掃きなどのボランテア清掃に当たっては、これまで30リットルのボランテア専用袋を区役所やまち美化事務所で配布していましたが、しかし、落ち葉の多いシーズンには、より大きな袋が必要であるとのご要望をいただきました。そこで、建設局では落ち葉の多い秋季にご利用いただける45リットル(指定ごみ

袋のと同じ大きさ)の「落ち葉清掃用ボランテア袋」を用意しました。落ち葉の多い秋季に行われる町内の一斉清掃やボランテアによる清掃活動で、この袋を必要とされる方は、土木事務所、区役所(まちづくり推進課)または美化事務所の各窓口でお渡します。準備の用紙で申請してください。

収集については、1か所に2袋程度であれば週2回の家庭ごみ収集の際に収集します。この袋を多量に出される場合は、南部土木事務所までご連絡ください。

けすぞう君の防災 Q&A



こんにちは、けすぞう君です。地震から身を守る方法についてお話をします。

7月16日、マグニチュード6.8、最大震度6強の新潟県中越沖地震が発生し、死傷者1,000人以上、多くの建物が倒壊するなどの被害をもたらしました。

京都市内にも地震を引き起こす可能性の高い活断層が存在します。西日本は地震の活動期に入ったといわれており、京都でも、大地震がいつ起きても不思議ではありません。日ごろから地震への備えをし、地震から身を守りましょう。

Q 大きな地震が起きたときはどうしたらいいですか。

A 何よりも大切なのは命です。第一に身の安全を確保したうえで、次のことを行いましょう。

- 建物の中では...**
- 揺れが収まれば、「火を消せ!」とみんなで声を掛け合い、調理器具や暖房器具などの火を確実に消しましょう。
 - 火事が発生した時は、「火事だ!」と大声で叫び、近隣者にも助けを求め、初期消火に努めましょう。
 - 地震のときは、ドアや窓が変形して開かなくなることがあります。開けられ



大地震を引き起こす活断層が京都市内にも

るドアや窓を少し開けて、逃げ道をつくりましょう。とくにマンションや団地などの鉄筋コンクリート構造の建物では注意しましょう。

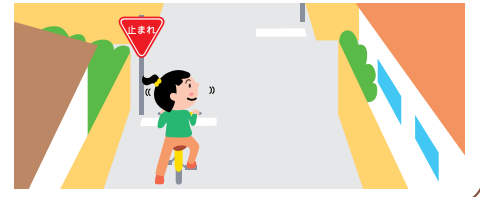
- 建物の外では...**
- 外へ逃げるときは、ガラスや瓦などの落下物に注意しましょう。
 - 狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりに近寄らないようにしましょう。とくにブロック塀、門柱、自動販売機などは倒れやすいので注意しましょう。
 - 山崩れ、がけ崩れ、津波に注意しましょう。山間部や海沿いの地域で揺れを感じたら、早めに山やがけから離れましょう。海岸では、津波に備え、高台に避難しましょう。
 - 指定された避難場所へ、徒歩で避難しましょう。また、荷物は避難場所での生活に必要最低限のものにしましょう。
 - みんなが協力し合って応急救護をしましょう。お年寄りや身体の不自由な人やけがをした人に声を掛け、みんなで助け合いましょう。
 - 正しい情報を知り、余震に備えましょう。うわさやデマに振り回されないよう、ラジオやテレビで正しい情報を知り、行動しましょう。



秋の火災予防運動
11月9日(金)~15日(木)

安心安全のまちかど 交差点では、しっかり止まって安全確認

自転車の交通事故でもっとも多いのは、「出合い頭」の事故です。一時停止の標識のあるところでは、必ず止まって安全をよく確かめましょう。また、標識がないところでも、一度止まって安全を確かめましょう。
☎ 下京区交通対策協議会 ☎371 7170



市税の基礎知識 Q&A

新築住宅に対する固定資産税の減額措置について

Q 今年9月に床面積100㎡の2階建て専用住宅を新築しました。新築住宅に対する固定資産税の減額措置があると聞きましたが、どのような制度ですか。

A 新築された住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下の場合、120㎡までに相当する固定資産税が、新たに課税されることとなった年度から3年度分について2分の1に減額されます。併用住宅でも対象となりますが、居住部分の割合が2分の1以上あることが必要です。

質問の場合は、平成20~22年度分の税額が2分の1に減額されることになります。

なお、3階建て以上の中高層耐火住宅などで一定の要件を満たすときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年度分の税額が2分の1に減額されます。
☎ 固定資産税課 ☎371 7196